

岩手県告示第81号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和5年2月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年12月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社川村鉄筋工業
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町上有住字中沢193番地2
 - ウ 代表者の氏名 川村勝人
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第8364号
 - (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年12月21日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年12月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社サクシード
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市西根寺田第7地割6番地2
 - ウ 代表者の氏名 清算人 滝川一治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第8869号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年12月20日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年12月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社アスク興産
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市九年橋三丁目18番5号
 - ウ 代表者の氏名 関里美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第50289号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年12月26日付けで大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年12月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ワクイチ
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字中駒場1番地1
 - ウ 代表者の氏名 富原仁善
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第70115号
 - (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年12月26日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和5年1月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社けせんホーム

イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字田谷27番地2

ウ 代表者の氏名 伊藤徹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第90032号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年1月4日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和4年12月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社マルジュン

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市竹駒町字仲の沢17番地1

ウ 代表者の氏名 菊地義勝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第90057号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年12月21日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。